

令和 6 年度 いじめ防止基本方針

令和 6 年度 4 月 15 日改定版

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、
関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に真正面から対峙し、これを解決に導いていく。

（いじめ総合対策【第2次・一部改定】・上巻 p 8 東京都教育委員会）より

大島町立第一中学校

1 はじめに

いじめは生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。学校は生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために日ごろから生徒の様子の観察・把握に努める。生徒が安全かつ安心して生活できるよう、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に取り組み、いじめに対しては、絶対に許さないという決意の下、保護者、地域、関係諸機関との連携を図り適切かつ迅速に対処する。

ここに定める「いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針および対策等を示すものである。

2 いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第1章第2条】より

(1) いじめの定義

- 1 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

（いじめ総合対策【第2次・一部改定】・上巻 p10 東京都教育委員会）より

(2) いじめの解消の条件

①いじめに係る行為が止んでいること

※ 少なくとも3ヶ月を目安とする

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) いじめの防止の取組を推進する6つのポイント

学校は、いじめは、どの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかなければならない。そのため、以下の6つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく。

- ①軽微ないじめも見逃さない
- ②教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む**
- ③相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
- ④子供たち自身が、いじめについて考え方行動できるようにする
- ⑤保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
- ⑥社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

(いじめ総合対策【第2次・一部改定】・上巻 p 8, 9 東京都教育委員会) より

(3) いじめの防止の取組を推進する4つの段階

- ①未然防止
- ②早期発見
- ③早期対応
- ④重大事態への対処

(いじめ総合対策【第2次・一部改定】・上巻 p 14, 15 東京都教育委員会) より

3 4段階の具体的な取組

(いじめ総合対策【第2次・一部改定】・上巻 p 16, 17, 18, 19 東京都教育委員会) より

(1) 未然防止

- ア 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出
- イ 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- ウ いじめを許さない指導の充実
- エ 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
- オ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

(2) 早期発見

- ア 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知**
- イ 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知
- ウ 全ての教職員による子供の状況把握
- エ 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
- オ 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

(3) 早期対応

- ア 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底**
- イ 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例
- ウ 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例
- エ 重大事態につながらないようにするための対応
- オ 所管教育委員会への報告及び所管教員委員会による支援

(4) 重大事態への対処

- ア 重大事態発生の判断
- イ 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援
- ウ 加害の子供の更生に向けた指導及び支援
- エ 他の保護者、地域、関係機関との連携による問題解決
- オ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

4 「学校いじめ対策委員会」の役割

（いじめ総合対策【第2次・一部改定】・下巻 p 74、75 東京都教育委員会）より

(1) 委員会の役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定
- ・「いじめアンケート」の計画、実施
- ・児童・生徒間のトラブルに関する情報収集・共有
- ・いじめの認知・解消に関する協議
- ・対応方針の作成、役割分担
- ・対応状況の確認、経過観察

(2) いじめ把握後から委員会への報告・対応の図

① 子供の様子の変化への気付き・把握

- ・日常の観察
- ・本人・保護者・生徒からの訴え
- ・教育相談
- ・個人面談
- ・生活アンケート、いじめアンケート
- ・生活ノートや日記

② 報告・連絡・相談

- ・情報を得た教職員⇒担任、学年主任、生活指導主任⇒学校いじめ対策委員会

③ 情報集約、全体像の把握、方針の決定

- ・学校いじめ対策委員会は報告された状況について、「いじめ」の定義に基づき、「いじめ」の認知を行う。
- ・「いじめ」を認知した場合、指導方針及び指導体制を決定し、職員会議等で共通理解を図り、指導に当たる。

(3) 委員会の構成メンバー

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に行う

5 重大事態への対処

(いじめ総合対策【第2次・一部改定】・上巻 p69、70、71 東京都教育委員会) より

(1) 重大事態の定義 ※ いじめ防止対策推進法 第28条第1項

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態発生の判断 ※ いじめの防止等のための基本的な方針

- 一 に該当する事案について

- 例えば ○ 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

- 二 に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。

一・二に共通すること

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(3) 重大事態発生の報告

重大事態の発生が確認された⇒電話等で、直ちに所轄教育委員会に報告⇒数日以内に、文書にて、教育委員会教育長宛てに、重大事態発生の経緯を報告する

※ この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい

6 インターネット上のいじめへの対処

(1) 情報モラル教育の推進

ア インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行い、いじめ未然防止に取り組む

イ 保護者会などを通して、啓発活動を行い、保護者と緊密に連携・協力して対応を行う

(2) 関係諸機関との連携

- ア 学校、保護者だけでは解決が困難な犯罪性の高い場合は、警察などの専門機関と連携を図る
- イ 大島警察署や行政書士と連携し、セーフティ教室（5月）でインターネットの危険について指導を行う

7 地域、家庭との連携

(1) 学校便り・学年通信の発行

- ア 学校便り「三原の嶺」を発行し、いじめ防止基本方針の説明を地域・保護者に行い、学校への協力体制の強化を図る
- イ 各学年で学年通信を定期的に発行し、必要に応じていじめについて情報等を提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるように連携強化を図る

(2) 保護者会、民生委員懇談会、PTAの活用

- ア 情報交流・意見交流の場を設け、一層の連携強化を図る

(3) 行事や学校公開の呼びかけ

- ア 学校に足を運んでいただき、学校の様子、生徒の様子を見ていただく機会を増やし、地域・保護者と協力、連携しやすい環境をつくる
- イ アンケート等で、地域・保護者からの目線で意見をいただき、より良い学校づくりを目指す

8 年間計画

月	取組内容	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・学校報、ホームページ等による「方針」等の発信 ・第1回服務研修（いじめの定義、いじめ防止基本方針の確認） 	スクールカウンセラーによる全員面談
5	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室 ・第1回生活アンケート実施 ・第1回いじめ防止対策委員会の開催 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間 ・いじめ未然防止に向けた講話（朝礼、道徳、学活） ・第1回いじめアンケート調査 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（夏休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） ・民生児童委員懇談会（いじめ防止に向けての取組について） 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止対策委員会開催（対策等の見直し） ・人権作文への取り組み ・第2回服務研修（いじめ事例研修） 	全教員による「あのねの会」開催
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により取組経過等の報告 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会練習における指導のポイントと注意点の確認 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間 ・いじめ未然防止に向けた講話（朝礼、道徳、学活） ・人権週間 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめアンケート実施 ・第3回服務研修（本校の課題について検討、講話） ・第3回いじめ防止対策委員会の開催（検証） 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（冬休みまでのいじめ防止対策の取組振り返り） ・第2回生活アンケート調査 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめアンケート実施 ・第4回いじめ防止対策委員会の開催（検討） ・民生児童委員懇談会（いじめ防止に向けての取組について） 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回いじめ防止対策委員会開催 (1年間の評価・次年度に向けて修正) 	